



山梨県南アルプス市

文化財年報

— 平成18年度 —

2007. 3

南アルプス市教育委員会 文化財課



はじめに

平成 15 年度に市町村合併により新たにスタートした南アルプス市の文化財行政も 4 年目を迎えました。この間、組織的には生涯学習課から独立して文化財課となり専門性を高め、また事業の一層の充実を図るため今年度から職員が 1 名増員になるなど徐々に体制の強化が図られています。

ハード面では今年度、収蔵する文化財や出土遺物等を効率的に管理し、その活用を図るため、これまで市内 3 ケ所に分散配置されていた文化財調査事務所や整理室を 1 ケ所に統合し、新たに「ふるさと文化伝承館」に収蔵庫、展示施設などを整備して市の文化財調査事務所としました。

文化財課としても、これに応えるため、従来から力点を置いてきた教育普及事業のさらなる充実に努め、今年度私共が企画・参画した教育普及事業は 100 事業を数えました（うち 50 事業は小中学生を対象とした事業）。

また、我々の実施した調査の成果を市民の皆様へ還元するため、市が隔週発行するメールマガジンの執筆、毎月放映の市内 CATV での番組作成、毎月の市広報誌での連載などを行ってきました。

さらに文化財課の教育普及事業の利用案内のためのチラシ「五感で学ばー南アルプス市文化財課のお手伝いー」、継続的に刊行しているテーマ別文化財めぐりマップ vol. 4「戦国時代の史跡を歩く」、市内の治水遺跡に関する一般向けパンフレット「堤の原風景」などを刊行いたしました。

一般文化財の保護については、今年度「下市之瀬の獅子舞」が県の無形民俗文化財に指定されました。今後の一層の振興

が期待されます。また、本年度から市内仏像等悉皆調査が 5 年計画でスタートしました。本年度は旧若草地区の寺社計 22 ケ所の調査を行い、調査総数は 490 躯にのびりました。

埋蔵文化財については、昨年度まで 3 カ年をかけて実施してきた市内遺跡詳細分布調査が完了し、今年度から新しい埋蔵文化財包蔵地地図（遺跡地図）の運用がはじまりました。また、今年度も戦争遺跡ロタコ（御勅使河原飛行場跡）の調査を継続し、考古学的調査に加え広く地域での聴き取り調査を実施しました。景気の動向を踏まえ、窓口での遺跡の有無等の照会件数は 615 件、文化財保護法第 93 条に基づく届出、同第 94 条に基づく通知の合計は 119 件となり、前年比約 20 パーセント増となりました。このような中、市の重要施設である企業誘致に対応し八田地区野牛島地内の「野牛島・西ノ久保遺跡」16,000 m²の発掘調査を平成 18 年 8 月下旬から翌 19 年 2 月上旬の約 5 ヶ月にわたり実施し、緊急の対応を迫られました。

なお、今年度から重要文化財「県立保存民家安藤家住宅」の全面的な改修工事が始まりました。改修工事の終了した平成 20 年度から、安藤家住宅は山梨県から南アルプス市に移管される予定であり今後の一層の活用が見込まれます。来る平成 19 年度以降も、文化財の保護を図りながら、市内の歴史的、文化的資産の一層の掘り起こしに努め、調査成果の市民の皆様への還元を第一義的な使命として事業を実施し、市民の皆様と共に南アルプス市の豊かな歴史を守り、伝えていきたいと考えています。

目次

第 1 章 文化財関係分掌組織概要	1
第 2 章 教育普及事業	2
第 1 節 講座等	2
第 2 節 新聞報道	6
第 3 節 展示・放送番組作成	7
第 3 章 一般文化財	9
第 1 節 指定登録文化財一覧	9
第 2 節 平成 18 年度中の異動（指定区分の変更等）	12
第 3 節 一般文化財保護事業	13
第 4 章 埋蔵文化財	14
第 1 節 埋蔵文化財統計	14
第 2 節 埋蔵文化財保存活用整備事業	17
第 3 節 学術調査	18
第 4 節 その他事業	19
第 5 章 山梨県立保存民家安藤家住宅の管理運営	20
第 1 節 施設の概要	20
第 2 節 管理運営活用事業	20
第 3 節 入館者数の推移	22
付編 市文化財関係例規	23

第1章 文化財関係分掌組織概要

平成18年度



文化財課 文化財担当

文化財課長 保坂敏子

文化財担当リーダー 深澤安丸

文化財担当 田中大輔 斎藤秀樹 保阪太一 深沢剣一

(組織沿革)

平成15年4月1日 教育委員会生涯学習課文化財担当が市町村合併により発足

平成17年4月1日 機構改革により生涯学習課から分離し文化財課となる

平成18年4月1日 人事異動により担当者1名増員

○南アルプス市教育委員会事務局組織規則（文化財課 文化財担当）

平成17年2月24日 教育委員会規則第4号

改正：平成18年3月27日教育委員会規則第3号

- (1) 文化財の保護及び保存に関すること。
- (2) 文化財保護審議会及び関係機関の会議に関すること。
- (3) 名勝天然記念物の保護及び保存に関すること。
- (4) 地域民俗行事を含めた民俗文化財、無形文化財の保護及び保存に関すること。
- (5) 登録有形文化財、登録記念物に関すること。
- (6) 文化財の補助金及び管理報償金に関すること。
- (7) 文化財の指定、指定解除、権利等の調整及び告示に関すること。
- (8) 指定文化財の管理、環境保全及び標識設置に関すること。
- (9) 文化財関係の条例及び教育委員会規則の制定改廃に関すること。
- (10) 名勝天然記念物の現状変更に関すること。
- (11) 文化財保存、愛護団体の連絡調整に関すること。
- (12) 山梨県立保存民家安藤家住宅の管理及び運営に関すること。
- (13) 安藤家住宅管理運営委員会に関すること。
- (14) 山梨県その他の関係機関との連絡調整に関すること。
- (15) 埋蔵文化財の保護及び保存に関すること。
- (16) 史跡の保護及び保存に関すること。
- (17) 開発行為等における埋蔵文化財の取扱いに係る調整事務に関すること。
- (18) 文化財収納保管施設の管理及び運営に関すること。
- (19) 文化財の活用及び啓発普及に関すること。
- (20) ふるさと文化伝承館に関すること。
- (21) 文化財の調査研究に関すること。

第2章 教育普及事業

第1節 講座等

平成 15 年度	実施事業数	16 事業
	のべ参加人数	875 人
平成 16 年度	実施事業数	38 事業
	のべ参加人数	1759 人
平成 17 年度	実施事業数	70 事業
	のべ参加人数	3033 人

平成 18 年度	実施事業数	100 事業
	のべ参加人数	5401 人

平成 18 年度実施事業一覧

日付	事業名	対象	人数	内容／備考
4月8日	昭和町9条の会	昭和町民一般	30人	ロタコについて
23日	にこにこ健康ウォーク 番外編	一般	60人	葦崎市教委主催事業に講師として派遣。御勅使川の治水について解説
5月1日	鎌倉とのつながり	芦安小学校6年生	12人	修学旅行事前学習
7日	アヤメサミット	サミット加盟市町村長	26人	安藤家住宅の見学
11日	社会科見学	白根東小学校6年生	60人	県立考古博物館や南アルプス市内の遺跡見学
10日	縄文土器をつくろう1	芦安小学校6年生	12人	土器造り
12日	地域の歴史勉強会	南アルプス市社会福祉協議会	11人	安藤家住宅の見学
15日	大昔の人の暮らしを考えよう1	白根東小学校6年生	60人	土器造りと縄文土器の勉強
16日	大昔の人の暮らしを考えよう2	白根東小学校6年生	60人	土器造り
16日	ふるさとの歴史 体験学習	櫛形西小学校6年生	30人	櫛形整理室の見学と拓本・接合の体験学習
18日	社会科見学	南湖小学校3年生	60人	安藤家住宅の見学と昔の暮らし
22日	地域の学習	若草南小学校6年生	62人	南アルプス市と若草南小学校周辺の歴史について講義～古墳時代
26日	南アルプス市の歴史と文化財	市職員グループ	6人	市内の歴史とまちづくり
28日	古長禅寺見学	一般	5人	古長禅寺と安藤家住宅の学習
6月1日	櫛形の歴史	櫛形中学校1年生	40人	市内古墳めぐり
6月5日	大昔の人の暮らしを考えよう3	白根東小学校6年生	60人	土器焼き
3日	市之瀬台地周辺の遺跡めぐり	落合小学校親子	40人	市内古墳めぐり

日付	事業名	対象	人数	内容／備考
8日	小笠原小学校周辺の原始・古代の暮らし	小笠原小学校6年	105人	櫛形周辺の原始・古代の暮らし
8日	櫛形の歴史	櫛形中学校1年生	30人	櫛形周辺の近代の歴史
13日	川と人の地域誌～釜無川と御勅使川～	ことぶき勸学院中巨摩	30人	川と人の地域誌～釜無川と御勅使川～
13日	社会科見学 ふるさとの遺跡	小笠原小学校4年	101人	安藤家住宅見学と昔の暮らし
20日	社会科見学 ふるさとの遺跡	櫛形西小学校6年生	30人	ふるさとの古墳・遺跡、豊小学校遺跡の調査現場の見学
22日	社会科見学 ふるさとの遺跡	豊小学校6年生	50人	豊周辺の原始古代の暮らしと豊小学校遺跡の見学と発掘体験
26日	社会科見学 ふるさとの遺跡	小笠原小学校6年	105人	古墳・遺跡、文化財調査室櫛形整理事務所、豊小学校遺跡の調査現場の見学
27日	市内に広がる甲斐源氏の世界	アパート経営者防犯協会	35人	於南アルプス警察署
28日	地域を考える会	市内小中学校教諭	19人	南アルプス市内の古墳
29日	縄文土器をつくろう2	芦安小学校6年生	12人	土器焼き／火起こし／縄文調理体験
7月1日	西郡の甲斐源氏	落合小学校親子	28人	甲斐源の史跡めぐり
6日	甲斐源氏に関する史跡	ことぶき勸学院南巨摩	25人	甲斐源氏に関する史跡めぐり
10日	市之瀬台地周辺の遺跡めぐり	小笠原小学校6年生	105人	市之瀬台地周辺の遺跡めぐり
13日	社会科見学 ふるさとの遺跡	櫛形北小学校6年生	60人	市之瀬台地周辺の遺跡めぐり
16日	縄文王国 Yamanashi 縄文王国体験教室	一般親子	460人	縄文時代体験学習
20日	徳島堰を知る	八田小学校教諭	4人	徳島堰の概要と現地見学
21日	風水害対策支部役員研修会	風水害対策支部役員	40人	将棋頭、石積出し、芦安堰堤の見学
26日	国内交流穴水町	北海道穴水町小学生	40人	安藤家住宅の見学
28日	国際交流マーシャルタウン	アメリカ マーシャルタウン	30人	安藤家住宅の見学
29日	ふるさとかるた探検隊	小学生	21人	ふるさとかるたと野牛島文化財めぐり
8月4日	ぼくたちわたしたちの町の探検隊	小学生	26人	甲西地区文化財めぐり
6日	中野城遊歩道をおるく	一般親子	40人	整備事業が済んだ秋山光朝ゆかりの中野城をめぐる
8日	南アルプス市新赴任教職員市内視察研修	新赴任教職員	29人	安藤家住宅見学
10日	戦争遺跡をおるく	中巨摩教頭会	30人	ロタコ見学
17日	社会科副読本担当者会	市内教諭 社会科副読本担当者	6人	徳島堰の概要と現地見学
17日	社会科（地域学習）分科会南アルプス分散会臨地研修会	市内教諭社会科分科会南アルプス分散会	15人	釜無川ゆかりの治水史跡の見学

日付	事業名	対象	人数	内容
18日	語りと篠笛を楽しむ夕べ	一般	62人	安藤家住宅における文化財活用事業
19日	戦争遺跡保存全国シンポジウム	一般	100人	ロタコについて分科会で発表
9月7日	ふるさとの遺跡	北小学校6年生	60人	北小学校周辺の歴史の学習と、文化財調査事務所の見学
9日	第5回語り部と歩くふるさとの文化財	一般	90人	戦争遺跡ロタコの見学ツアー
13日	芦安地区生きがい活動支援通所事業	一般	10人	芦安地区の文化、歴史
21日	山梨県各教育事務所生涯学習担当者研修会	山梨県各教育事務所生涯学習担当者(教職)	20人	ロタコ見学
22日	社会科見学	精進小学校6年生+引率教諭	6人	ロタコ見学
28日	市内の「鎌倉」を学ぶ	櫛形西小学校6年生	30人	授業と市内の「鎌倉」ゆかりの地めぐり
30日	史跡めぐり	南アルプスライオンズクラブ郷土研究部	25人	市内古墳めぐり
10月6日	安藤家住宅視察	富士吉田市社会福祉協議会 中宿支部	17人	安藤家住宅の見学
8日	第6回語り部と歩くふるさとの文化財	県内外一般	65人	御勅使川ゆかりの史跡を歩く
11日	伊勢小学校社会科見学	甲府市伊勢小学校4年生	94人	安藤家住宅の見学と昔の暮らし
14日	柿平土地分譲バスツアー	南アルプス市都市整備課募集の一般	90人	安藤家住宅の見学
19日	社会科見学	白根百田小学校4年生	60人	徳島堰と御勅使川の事前学習
25日	語りの夕べ～秋の夜長に朗読を～	一般	89人	安藤家住宅における文化財活用事業
26日	社会科見学	白根百田小学校4年生	60人	徳島堰と御勅使川ゆかりの史跡を歩く
30日	社会科見学	小笠原小学校4年生	100人	徳島堰と御勅使川の事前学習
11月1日	社会科見学	小笠原小学校4年生	100人	徳島堰と御勅使川ゆかりの史跡を歩く
7日	地域の歴史勉強会	中巨摩ことぶき勸学院	13人	安藤家住宅の見学
8日	安藤家でお話会	一般(幼児と保護者)	53人	安藤家住宅における文化財活用事業
11日	上八田社会学級	地区住民一般	20人	ロタコの調査
12日	徳島堰や将棋頭、堀切を見て、能蔵池の伝説にふれる	一般	30人	県立博物館事業に講師として派遣
14日	社会科見学	落合小学校4年生	38人	徳島堰と信玄堤の見学
15~17日	安藤家で夜の紅葉	一般	277人	安藤家住宅における文化財活用事業
18日	甲斐犬のふるさと芦安と美しい紅葉	一般	50人	市郷土研究部事業に講師として派遣

日付	事業名	対象	人数	内容
25日	市内史跡めぐり	和泉地区老人クラブ	40人	市内史跡めぐり
27日	社会科見学	昭和町常永小学校4年生	66人	御勅使川の治水遺跡と信玄堤
9日	縄文土器を作ろう1	櫛形北小学校6年生	50人	縄文土器の話と粘土作り
14日	縄文土器を作ろう2	櫛形北小学校6年生	50人	縄文土器作り
21日	南アルプス市の史跡を歩く	豊小学校6年生	60人	古墳・遺跡
21日	安藤家住宅視察	山梨県連合婦人会	74人	安藤家住宅の見学
29日	研修会	櫛形地区教諭「地域を知るグループ」	19人	文化財調査室櫛形整理事務所、村松家住宅の見学、PPT授業の紹介
28日	小笠原長清公顕彰会基礎講座1	一般	40人	甲斐源氏と南アルプス市
12月7日	安藤家住宅視察	山梨市女性団体連絡協議会	23人	安藤家住宅の見学
11日	地理「身近な地域」	甲西中1年生-1	70人	古長禅寺と同寺のビヤクシンの見学
13日	地理「身近な地域」	甲西中1年生-2	70人	古長禅寺と同寺のビヤクシンの見学
14日	ロタコについて	白根東小学校6年生	60人	戦争遺跡ロタコの学習
14日	縄文土器を作ろう	櫛形西小学校6年生	30人	縄文土器作り
1月16日	縄文土器を作ろう	小笠原小学校6年生	105人	土器作り（粘土づくり）
16日	地域の遺跡学習及び体験発掘	芦安小学校5年生	9人	野牛島・西ノ久保遺跡
17日	縄文土器を作ろう	小笠原小学校6年生	105人	土器づくり（せいけい）
2月6日	南アルプス市の遺跡	ことぶき勸学院	50人	南アルプス市の遺跡
8日	むかし飛行場があった	白根源小学校3年生	40人	ロタコの学習／現地見学
13日	土器焼き 縄文体験	櫛形西小学校6年生	22人	縄文土器を焼いて 縄文料理を食べ
14日	治水・利水の史跡を歩く	白根東小学校4年生	60人	徳島堰と御勅使川ゆかりの史跡めぐり
16日	市内史跡めぐり	芦安小学校6年生	10人	ロタコ他、市内史跡めぐり
16日	豊小学校社会見学	豊小学校3年生	64人	安藤家住宅見学と昔の暮らし
20日	芦安小学校社会見学	芦安小学校3年生	8人	安藤家住宅見学と昔の暮らし
20日	土器焼き 縄文体験	櫛形北小学校6年生	50人	縄文土器を焼いて 縄文料理を食べ
22日	八田地区の文化財	八田デイサービス	30人	八田地区の文化財紹介
24日	埋蔵文化財シンポジウム「堤防今昔」	一般	150人	発掘調査でわかった堤防（県埋文セ主催事業で発表）
24日	国際交流センター研修	国際交流センターボランティア	20人	市内の史跡・文化財めぐり
27日	地域の歴史勉強会	南巨摩ことぶき勸学院	22人	安藤家住宅の見学
3月2日	土器焼き 縄文体験	小笠原小学校	105人	縄文土器を焼いて 縄文料理を食べ
4日	郷土研究部研究発表会	市郷土研究部／一般	60人	御勅使川治水史
8日	地域の学習	南湖小学校4年生	50人	南湖地区の歴史（天井川との闘いを中心に）
17日	下半期遺跡発表会	一般	120人	山梨県考古学協会・山梨県埋蔵文化財センター主催事業で野牛島・西ノ久保遺跡の調査成果を発表

第2節 新聞報道

年月日	見出し	掲載紙／備考
平成18年		
4月29日	ロタコを後世に 大戦末期の秘密飛行場 南ア市が小冊子 小中校に配布	産経新聞
5月3日	「ロタコ」の概要一冊に 戦争末期 大工事の秘匿飛行場 南アルプス市配布 図面や写真 をせ紹介」	朝日新聞
5月13日	「ロタコ」の実態詳細 南ア市教委が冊子 発掘結果を報告	山梨日日新聞
5月23日	縄文土器作りを体験 南アルプス・白根東小 棒や縄で模様付け 昔の暮らしや道具知る	山梨日日新聞 山日子どもウィークリー
5月26日	市内遺跡巡り3コース地図に 南アルプス市教委	朝日新聞
6月10日	マップで文化財や史跡を案内 南アルプス市教委 テーマ別に3種類作成 散策コースの景観も紹介	山梨日日新聞
6月30日	発掘調査を体験 南アルプス・豊小の児童	山梨日日新聞
7月3日	戦争のつめ跡知って 南アルプス市教委がロタコのパンフレット作成	毎日新聞
7月8日	縄文時代の食事河原で作り試食 芦安小6年生	山梨日日新聞
7月30日	ふるさとかるたに子どもたちが挑戦 南ア市野牛島	山梨日日新聞 文化財課が協力
8月3日	カルタ通じてふるさと伝え 南アルプス市八田地区	朝日新聞 文化財課が協力
8月13日	中野の遊歩道散策「ミニ史跡めぐり」 南アルプス市教委	山梨日日新聞
8月20日	語りや篠笛演奏 市民ら60人堪能 安藤家住宅で夜会	山梨日日新聞
9月3日	戦争遺跡「ロタコ」南ア市が再び調査 9日見学会	朝日新聞
9月8日	あす「ロタコ」見学会 戦争遺跡の全容探る 南ア市教委が中間報告	山梨日日新聞
9月9日	戦争遺跡「ロタコ」見学会に90人参加 南ア市教委	山梨日日新聞
10月3日	「三階屋」取得を検討 南ア市議会教育長表明 文化施設へ整備へ	山梨日日新聞
10月4日	豪農屋敷を改修へ 南ア・安藤家住宅作業中も公開	朝日新聞
10月17日	御勅使川の史跡県内外70人探訪 南アでイベント	山日新聞
11月14日	安藤家住宅ライトアップ 古民家に紅葉映える 南ア市あすから特別公開	山日新聞
平成19年		
2月22日	安藤家住宅雛まつり 桃の節句を前に	読売新聞
2月25日	安藤家住宅雛まつり 厳かに並ぶひな人形	山梨日日新聞

第3節 展示・放送番組作成

1. 放送番組作成等

(1) メールマガジン

南アルプス市発行のメールマガジン「南アルプスふるさとメール」中のコーナー

『よみがえる原風景 今、南アルプス市が面白い』を執筆（毎月2回配信）

- 6月15日号 南アルプス市は歴史の宝庫だった
7月1日号 2万年前の落とし物
7月15日号 市之瀬台地を駆けた狩人
8月1日号 世界を旅する南ア市の縄文文化
8月15日号 土器に希少価値と高い芸術性～顔やしぐさに縄文人の感性～
9月1日号 食べ「タイ」海の幸～グルメな南アルプス市の縄文人～
9月15日号 水との長い因縁のはじまり～リスク冒す魅力あった稲作～
10月1日号 砂に埋もれた文化の交差点～中部横断道インター付近で発見～
10月15日号 稲作もできる低湿地帯だった扇状地～プラントオパールから推定～
11月1日号 市内の古墳・・・その1
～釜無川西岸にも大きな”王の墓”常習洪水地帯での発見に驚き～
11月15日号 市内の古墳・・・その2
～人々の心の「よりどころ」が変化 お稲荷さんや仏さまに～
12月1日号 土器は世につれ・・・～社会変化を反映する台所道具～
12月15日号 甲斐源氏活躍の礎～条里地割と八田牧～
1月1日号 南アルプスを駆けた武士（もののふ）たち～甲斐源氏の定着～
1月15日号 南アルプスを駆けた武士（もののふ）たち～甲斐源氏と文化～
2月1日号 甲府盆地に春を告げる十日市（1）
～年に六度の開市春はこの世、秋はあの世の十日市～
2月15日号 甲府盆地に春を告げる十日市（2）
～十日市場の市神さま ホントの鼻採地藏さんのお話～
3月1日号 甲府盆地に春を告げる十日市（3）～ある尾張藩士と十日市～
3月15日号 竪穴住居址から雁股のヤジリ～武士の時代の芽生えー 平安時代末期～

(2) 南アルプス市広報誌

市広報誌中の連載コーナー『ふるさとの誇り』を執筆・監修（平成18年5月号から毎月1回）

- 5月号 第1回 「昔ばなし～ゴザ売りときつね～」(広聴広報課執筆)
6月号 第2回 誕生から120年「内藤多仲」博士(広聴広報課執筆)
7月号 第3回 御所五郎丸と虎御前
～市内に広がる日本三大仇討ちの一つ曾我物語の世界～
8月号 第4回 歴史にふれる遊歩道中野城址
9月号 第5回 夜叉神のたたり
10月号 第6回 能蔵池の赤牛
11月号 第7回 徳島堰と原七郷
12月号 第8回 郷土の武将 土屋惣蔵昌恒
1月号 第9回 信玄の母大井夫人
2月号 第10回 十日市場の鼻採地藏
3月号 第11回 日本で二番目に高い山・・・北岳

(3) C A T V 番組作成

平成 18 年 5 月より市提供の C A T V 番組『南アルプス市歴史探訪』の原稿執筆・監修（毎月 1 回放送）

- 4 月 第 12 回 甲斐源氏活躍の舞台②～全国に誇る小笠原長清の業績～
- 5 月 第 13 回 遺跡で散歩①～御勅使川ゆかりの史跡を歩く～
- 6 月 第 14 回 遺跡で散歩②～眺望の大遺跡群「市之瀬台地」の史跡を歩く～
- 7 月 第 15 回 遺跡で散歩③～甲斐源氏ゆかりの史跡を歩く～
- 8 月 第 16 回 よみがえる天然記念物（樹木の樹勢回復事業とその成果を紹介）
- 9 月 第 17 回 幻の御勅使河原飛行場～ロタコⅡ～
- 10 月 第 18 回 山麓の古寺 善応寺
- 11 月 第 19 回 南アルプス市の信仰～仏像悉皆調査から～
- 12 月 第 20 回 甦る古代の野牛島（調査中の野牛島・西ノ久保遺跡の様子を紹介）
- 1 月 第 21 回 甦る古代の野牛島 2（調査中の野牛島・西ノ久保遺跡の様子を紹介）
- 2 月 第 22 回 悠久のときをいきる古民家～安藤家住宅～
- 3 月 第 23 回 武田家最後の忠臣 土屋惣蔵昌恒

2. 縄文王国山梨

縄文王国とも言われる山梨県内各地から出土した遺物の数々、先人の技術と知恵をつめこんだ土器や装飾品などを見直す機会として県内の他の 5 ケ所（平成 19 年からは 6 ケ所）の施設と共催。

(1) 縄文王国山梨スタンプラリー

開催館を巡るスタンプラリーを実施。南アルプス市では「道の駅しらね」で市内出土の主要な縄文土器を展示した。（開催期間：平成 18 年 3 月 1 日～5 月 31 日）

(2) 夏休み 縄文王国山梨 体験教室

テレビ山梨主催の標記事業に参加各館で協力し 7 月 16 日開催した。縄文食体験、拓本体験など

(3) 第 2 回 縄文王国スタンプラリー

開催館を巡るスタンプラリーを実施。南アルプス市では「道の駅しらね」で市内出土の主要な縄文土器を展示した。（開催期間：平成 18 年 7 月 17 日～8 月 31 日）

(4) 縄文王国山梨スタンプラリー 2007

開催館を巡るスタンプラリーを実施。南アルプス市では展示場所を「櫛形生涯学習センター」に変更。市内出土の主要な縄文土器を展示。（開催期間：平成 19 年 3 月 21 日～開催中（5 月 31 日まで））



第3章 一般文化財

第1節 指定登録文化財一覧

1. 国指定文化財

名称	種別	指定年月日				所有者／管理者
		元号	年	月	日	
長谷寺本堂 附厨子・旧財・棟札	建造物	昭和	25	8	29	長谷寺
安藤家住宅	建造物	昭和	51	5	20	山梨県／南アルプス市
鋳物師屋遺跡出土品 205 点	考古資料	平成	7	6	15	南アルプス市
御勅使川旧堤防（将棋頭・石積出）	史跡	平成	15	3	25	南アルプス市・韮崎市
紙本墨書大般若経 561 卷	書跡	明治	38	4	4	法善寺
夢窓国師坐像 1 軀	彫刻	昭和	58	6	6	古長禅寺
木造大日如来及四波羅蜜菩薩坐像 5 軀	彫刻	平成	3	6	15	宝珠寺
三恵の大ケヤキ	天然記念物	昭和	2	11	30	南アルプス市
古長禅寺のビャクシン	天然記念物	昭和	28	11	14	古長禅寺
ヤマネ	天然記念物	昭和	50	6	26	
甲斐犬	特別天然記念物	昭和	9	1	22	
ニホンカモシカ	特別天然記念物	昭和	9	5	1	
ライチョウ	特別天然記念物	大正	12	3	7	

2. 県指定文化財

名称	種別	指定年月日				所有者／管理者
		元号	年	月	日	
板絵僧形八幡神像 1 面	絵画	昭和	52	3	31	法善寺
絹本著色十六善神像図 1 幅	絵画	平成	3	5	30	法善寺
穂見神社本殿 1 棟 附棟札 2 枚	建造物	昭和	40	8	19	穂見神社
蔵珠院 六地藏幢 1 基	建造物	昭和	52	3	31	蔵珠院
善心寺宝篋印塔 1 基	建造物	昭和	53	3	15	善心寺
法善寺鐘楼 1 棟 附梵鐘 1 口	建造物	昭和	54	12	28	法善寺
鰐口 1 口	工芸品	昭和	35	11	7	久本寺
伝保昌の刀 1 口	工芸品	昭和	40	5	15	
穂見神社 銅製懸仏（御正躰） 1 口	工芸品	昭和	40	5	13	穂見神社
桜田家 鰐口 1 口	工芸品	昭和	42	5	29	
秋山太郎光朝供養の経筒及び付属品	工芸品	昭和	47	1	27	
八幡神本地仏鏡像 1 面	工芸品	昭和	54	12	28	法善寺
八王子権現の剣	工芸品	平成	1	7	19	落合八王子社
古長禅寺 1	史跡	昭和	35	11	7	古長禅寺
物見塚古墳 1 基	史跡	昭和	63	11	16	南アルプス市ほか
伝嗣院紙本墨書大般若経 600 卷	書跡	昭和	40	8	19	伝嗣院
版本大毘盧遮那成仏教疏 16 卷	書跡	昭和	53	3	30	法善寺
紙本墨書金光明最勝王経 10 卷	書跡	昭和	61	9	17	法善寺
法善寺伝承本真言宗諸流聖教類 769 点	書跡	昭和	62	2	10	法善寺
俳諧白根嶽外俳書 3 5 種並びに上矢敵氷自筆俳文 2 8 種と俳人等の書簡 1 6 9 通	書籍	昭和	48	7	12	
木造諏訪神社神像 2 軀	彫刻	昭和	40	5	13	諏訪神社
木造獅子頭 1 頭	彫刻	昭和	43	12	12	諏訪神社
木造薬師如来像 14 軀	彫刻	昭和	44	11	20	慈眼寺
木造阿弥陀如来立像 1 軀	彫刻	昭和	44	11	20	常楽寺
木造菩薩形立像 1 軀	彫刻	昭和	44	11	20	諏訪神社
深向院の釈迦如来像 1 軀	彫刻	昭和	46	2	26	深向院
木造十一面観音立像 1 軀	彫刻	平成	16	11	29	長谷寺
湯沢の思い杉 1 樹	天然記念物	昭和	35	11	7	
白根町のカエデ 1 樹	天然記念物	昭和	35	11	17	

野牛島のジャクシン 1 樹	天然記念物	昭和	35	11	7	野牛島区
中野のカキ 1 樹	天然記念物	昭和	35	11	7	
宝珠寺のマツ 1 樹	天然記念物	昭和	35	11	7	宝珠寺
湯沢のサイカチ 1 樹	天然記念物	昭和	39	6	25	
大嵐ジャクシン 1 樹	天然記念物	昭和	43	2	8	善応寺
鏡中条のゴヨウマツ	天然記念物	昭和	45	10	26	
ミヤマシロチョウ (Aporia hippia)	天然記念物	昭和	52	3	31	
十日市場の大ケヤキ	天然記念物	昭和	61	3	19	石動神社
沢登六角堂の切子	無形民俗文化財	平成	8	2	19	沢登区
下市之瀬の獅子舞	無形民俗文化財	平成	19	4	27	下市之瀬獅子舞保存会
大薙刀銘備州長船兼光 1 振	歴史資料	平成	6	11	7	法善寺

3. 市指定文化財

名称	種別	指定年月日				所有者/管理者
		元号	年	月	日	
絹本著色釈迦涅槃像図 1 幅	絵画	昭和	51	1	1	法善寺
絹本著色弘法大師像図 1 幅	絵画	昭和	51	1	1	法善寺
掛絵六地藏菩薩像 6 面附地藏菩薩像縁起 1 巻	絵画	昭和	51	1	1	安養寺
長盛院の絹本著色仏涅槃図 1 幅	絵画	昭和	59	3	1	長盛院
隆昌院の釈迦涅槃図 1 幅	絵画	平成	1	2	27	隆昌院
隆昌院の飯縄権現図 1 幅	絵画	平成	1	2	27	隆昌院
江原浅間神社本殿 1 棟	建造物	昭和	44	11	13	江原浅間神社
七面明神社本殿 1 棟	建造物	昭和	52	11	22	宗林寺
矢崎家住宅 1 棟	建造物	昭和	53	2	16	矢崎徹之助
若宮神社本殿 1 棟	建造物	昭和	57	11	30	若宮神社
平岡諏訪神社の石鳥居 1 基	建造物	昭和	61	9	1	平岡区
上市之瀬八幡神社本殿 1 棟 附棟札及び古材	建造物	平成	2	2	28	上市之瀬区
高尾穂見神社神楽殿 1 棟	建造物	平成	5	11	25	穂見神社
妙行寺の宝篋印塔 1 基	建造物	平成	7	2	23	体顕山妙行寺
沢登六角堂 1 棟	建造物	平成	9	7	30	沢登区
長昌院の六地藏幢 1 基	建造物	平成	9	7	30	長昌院
妙了寺 経堂及び輪蔵・傳大土像 1 棟	建造物	平成	12	3	17	高峯山 妙了寺
隆昌院の棧唐戸	工芸品	昭和	49	1	29	隆昌院
大日如来像 1 軀	工芸品	昭和	59	11	26	諏訪神社
東南湖八幡の御輿と神鈴	工芸品	昭和	60	3	30	東南湖八幡社
西川家土蔵の戸前口 1 面	工芸品	平成	4	10	19	
神部神社の算額 1 枚	工芸品	平成	5	3	28	神部神社
鑄造の金灯籠 1 基	工芸品	平成	10	2	2	南アルプス市
奈胡十郎義行の墓 1 基	史跡	昭和	42	10	1	東南湖区
遠光・光朝及び夫人の墓 1 基	史跡	昭和	42	10	1	秋山光朝公奉賛会
秋山光朝館跡	史跡	昭和	44	11	13	秋山光朝公奉賛会
加賀美遠光館跡	史跡	昭和	46	1	28	法善寺
十日市跡	史跡	昭和	46	1	28	安養寺・十日市場区
五味国鼎の墓 1 基	史跡	昭和	46	1	28	泉能寺
広瀬中庵の墓 1 基	史跡	昭和	46	1	28	明行寺
辻嵐外の墓 1 基	史跡	昭和	49	1	29	成妙寺
塚原上村古墳 1 基	史跡	昭和	49	1	29	
鎌倉御所五郎丸の墓 1 基	史跡	昭和	51	3	1	野牛島区
五百住巨川の墓 1 基	史跡	昭和	51	3	1	豊光院
土屋惣蔵の墓 1 基	史跡	昭和	51	3	1	長盛院
五味可都里の墓跡	史跡	昭和	53	4	5	泉能寺
松声堂址	史跡	昭和	53	2	16	南アルプス市
須沢城跡	史跡	昭和	55	9	24	西区
椿城跡	史跡	昭和	56	4	1	上野区
宝篋印塔群 5 基	史跡	昭和	58	1	1	長遠寺

六科丘古墳 1 基	史跡	昭和	61	9	1	南アルプス市
小笠原長清公館跡	史跡	昭和	62	7	1	
白山神社	史跡	平成	15	2	14	白山神社
おつき穴古墳	史跡	平成	15	2	14	白根町
山県大弐作「熱海浴泉歌」	書跡	平成	13	4	20	桃園神社
紙本墨書長盛院の大般若経 600 卷	書跡	昭和	51	3	1	長盛院
遠光・光朝の木造 1 躯	彫刻	昭和	42	10	1	秋山光朝公奉賛会
木造寄木地蔵菩薩立像 1 躯 附厨子	彫刻	昭和	51	1	1	安養寺
西の神地蔵 1 躯	彫刻	昭和	51	3	1	野牛島区
石丸地蔵 1 躯	彫刻	昭和	51	3	1	榎原区
能蔵の石幢 1 基	彫刻	昭和	51	3	1	野牛島区
木造毘沙門天立像 1 躯	彫刻	昭和	51	3	2	宝珠寺
本重寺 板本尊	彫刻	昭和	52	11	22	本重寺
木造野中地蔵菩薩坐像 1 躯	彫刻	昭和	52	11	22	
木造釈迦如来坐像 1 躯	彫刻	昭和	58	1	1	長遠寺
伝曾我十郎木像伝虎御前木像 2 体	彫刻	昭和	59	11	26	諏訪神社
能蔵池の碑 1 基	彫刻	昭和	59	3	1	野牛島区
木造日蓮上人坐像 1 躯	彫刻	平成	1	1	19	妙蓮寺
木造僧形八幡菩薩像 1 躯	彫刻	平成	1	1	19	妙蓮寺
木造神功皇后坐像 1 躯	彫刻	平成	1	1	19	妙蓮寺
伝嗣院の大日如来坐像 1 躯	彫刻	平成	1	5	31	伝嗣院
清水八幡の夫婦ケヤキ 2 樹	天然記念物	昭和	42	10	1	清水区
秋山の多羅葉樹 1 樹	天然記念物	昭和	42	10	1	
広誓院のカヤの木 1 樹	天然記念物	昭和	44	11	13	広誓院
安藤家避雷針の松 1 樹	天然記念物	昭和	44	11	13	山梨県
不動寺の菩提樹 1 樹	天然記念物	昭和	44	11	13	不動寺
法音寺の多羅葉樹 1 樹	天然記念物	昭和	44	11	13	法音寺
本清寺のカヤの木 1 樹	天然記念物	昭和	44	11	13	本清寺
成妙寺の松 1 樹	天然記念物	昭和	49	1	29	成妙寺
鮎沢の御崎ビャクシン 1 樹	天然記念物	昭和	49	1	29	鮎沢区 1 組
能蔵のエドヒガンザクラ 1 樹	天然記念物	昭和	51	3	1	野牛島区
上市之瀬のイトザクラ 1 樹	天然記念物	昭和	51	3	2	上市之瀬イトザクラ保存会
大城寺のケヤキ 1 樹	天然記念物	昭和	53	2	16	大城寺
山寺八幡神社シラカシ林	天然記念物	昭和	54	2	15	山寺八幡神社
沓沢山の神大榎 1 樹	天然記念物	昭和	59	11	26	南アルプス市
水宮神社の社叢	天然記念物	昭和	61	9	12	水宮神社
平岡のヤシャブシ 1 樹	天然記念物	昭和	61	9	1	平岡区
法善寺のサルスベリ 1 樹	天然記念物	昭和	62	7	1	法善寺
曲輪田諏訪神社のエドヒガン 1 樹	天然記念物	昭和	62	12	1	曲輪田諏訪神社
宗林寺のイロハモミジ 1 樹	天然記念物	昭和	62	12	1	宗林寺
白根町のゴヨウマツ 1 株	天然記念物	昭和	63	7	20	
隆昌院の多羅葉樹 1 樹	天然記念物	平成	1	2	27	隆昌院
高尾穂見神社の大スギ 1 樹	天然記念物	平成	5	11	25	穂見神社
江戸小紋染師 内田一雄	無形文化財	平成	4	3	21	
若宮八幡の神楽	無形民俗文化財	昭和	44	11	13	古市場敬神会
巨摩八幡宮の太々神楽	無形民俗文化財	昭和	46	1	28	巨摩八幡宮
西南湖の獅子舞	無形民俗文化財	昭和	49	1	29	西南湖獅子舞保存会
十五所の甲州囃子	無形民俗文化財	昭和	56	4	1	十五所甲州囃子保存会
山寺八幡神社の太々神楽	無形民俗文化財	昭和	61	9	1	山寺八幡神社神楽部
高尾穂見神社の太々神楽	無形民俗文化財	昭和	61	9	1	高尾穂見神社神楽会
曲輪田峰村小路の獅子舞	無形民俗文化財	平成	3	12	25	曲輪田峰村小路獅子舞保存会
神部神社曳舟神事	無形民俗文化財	平成	6	6	28	神部神社
懸腰山	名勝	昭和	49	1	29	本清寺
神明神社正徳四年再興棟札 1 枚	歴史資料	平成	14	11	12	神明神社

4. 国登録文化財

名称	種別	登録年月日				所有者/管理者
		元号	年	月	日	
芦安堰堤	建造物	平成	9	9	16	山梨県
松寿軒長崎 1 棟	建造物	平成	10	2	12	
村松家住宅主屋 1 棟	建造物	平成	15	2	26	
村松家住宅商家蔵 1 棟	建造物	平成	15	2	26	
村松家住宅文庫蔵 1 棟	建造物	平成	15	2	26	
村松家住宅厠 1 棟	建造物	平成	15	2	26	

第2節 平成18年度中の異動（指定区分の変更等）

1. 国指定文化財

名称	摘要	元号	年	月	日	備考
ライチョウ	現状変更	平成	18	4	26	調査捕獲のため
安藤家住宅	現状変更	平成	19	1	9	保存整備事業のため

2. 県指定文化財

名称	摘要	元号	年	月	日	備考
下市之瀬の獅子舞	指定	平成	18	4	27	
宝珠寺のマツ	現状変更	平成	16	1	16	樹勢回復事業のため
物見塚古墳	現状変更	平成	17	10	5	学術調査のため



山梨県指定無形民俗文化財 下市之瀬の獅子舞

3. 市指定文化財

名称	摘要	元号	年	月	日	備考
下市之瀬の獅子舞	指定解除	平成	18	4	27	県指定のため
加賀美遠光館跡	現状変更	平成	19	3	13	敷地前面水路改修のため

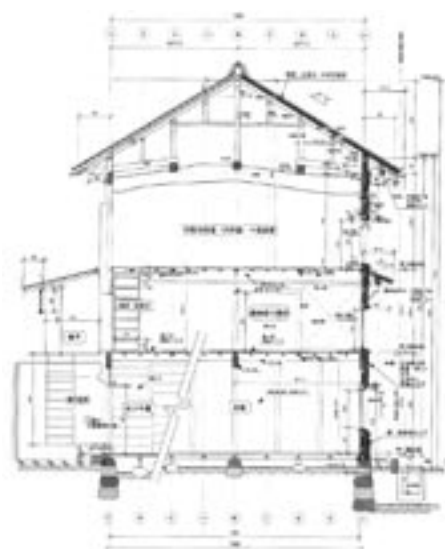
4. 国登録文化財その他

名称	摘要	元号	年	月	日	備考
なし						

第3節 一般文化財保護事業

1. 主な実施事業

- 文化財維持管理（国史跡 将棋頭・石積出等草刈など）
- 県指定天然記念物宝珠寺のマツ、鏡中条のゴヨウマツ等害虫防除事業補助
- 文化財防火デー（1月21日 長谷寺において防災訓練を実施）
- 指定文化財管理報償金の交付
- 国指定文化財長谷寺本堂防災設備点検委託補助事業
- 県指定天然記念物宝珠寺のマツ樹勢回復事業（平成17年度からの継続事業）
- 三階屋調査研究委託（国登録文化財を視野に当該建物の調査及び資料の作成）
- 市指定天然記念物曲輪田のエドヒガン樹勢回復事業補助（枯枝の撤去等）
- 市指定天然記念物水宮神社の社叢整備事業補助（枯木の撤去等）
- 安藤家住宅を題材としたペーパークラフトを教育普及目的で作成（500部）
- 市指定無形民俗文化財高尾穂見神社の太々神楽衣装購入事業（財団法人自治総合センター平成18年度コミュニティ助成事業）をサポート



三階屋矩計図

2. 仏像等悉皆調査

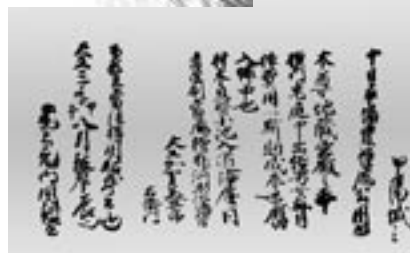
平成18年度から5カ年をかけて実施予定。市内所在の仏像等を悉皆的に把握し、今後の文化財の保護およびその活用のための基礎資料とするとともに、調査成果を広く市民に公開し、市民の郷土意識の醸成のために供する。調査は市内各寺院等に協力をいただき、各々の寺院に安置される全ての仏像について、写真撮影、法量の計測、伝承の記録等を行い、最終年度に調査報告書を刊行する。

また、調査成果の市民への迅速な還元を図るべく、各年度ごとに概報（パンフレット）を刊行する。調査員を鈴木麻里子氏（南アルプス市文化財保護審議会委員）に委嘱。平成18年度は、旧若草町域に所在する仏像等を対象とした。調査寺社数 22（寺院21 神社1）、調査件数 258件（調査総数 490 軀）。



上：調査風景

右：十日市場法幢院厨子

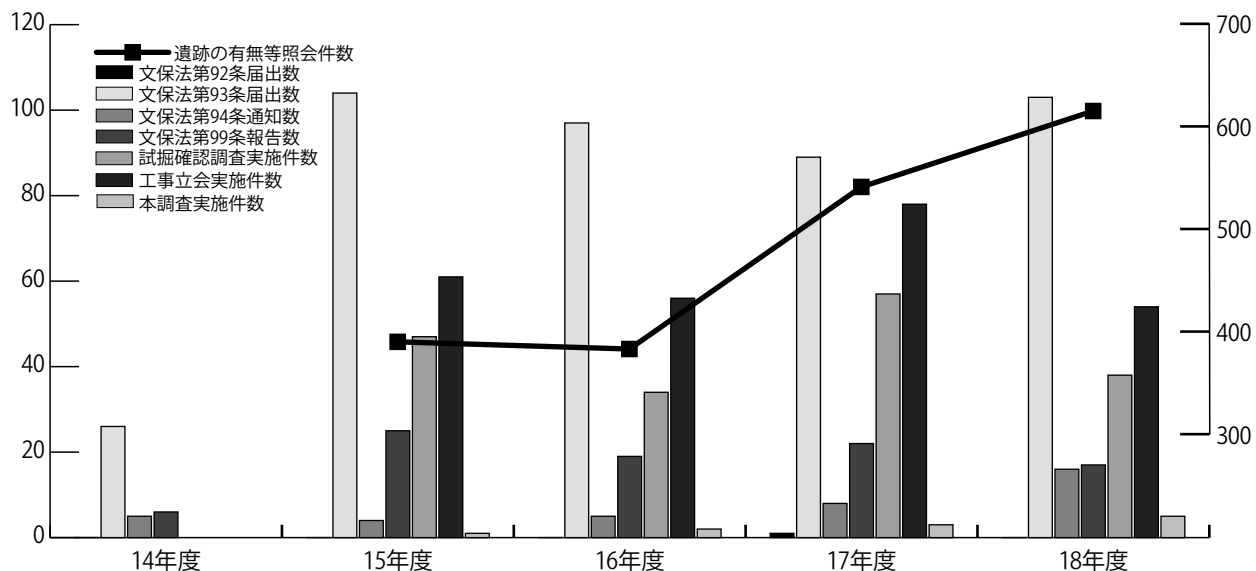


第4章 埋蔵文化財

第1節 埋蔵文化財統計

1. 届出等	92条	93条	94条	93・94 条計	99条	合計	備考	
(1) 平成14年度								
届出／通知数	0	26	5	31	6	37件	合併前6町村合計	
(2) 平成15年度								
届出／通知数	0	104	4	108	25	133件		
前年度比(%)	0	400	80	348	417	359%	前年比は合併前6町村合計比	
遺跡の有無等照会件数						390件		
試掘確認調査実施件数						47件		
工事立会実施件数						61件		
本調査実施件数						1件		
(3) 平成16年度								
届出／通知数	0	97	5	102	19	121件		
前年度比(%)	0	93	125	94	76	91%		
遺跡の有無等照会件数						383件		
試掘確認調査実施件数						34件		
工事立会実施件数						56件		
本調査実施件数						2件		
(4) 平成17年度								
届出／通知数	1	89	8	98	22	119件		
前年度比(%)	0	92	160	96	116	98%		
遺跡の有無等照会件数						541件		
試掘確認調査実施件数						57件		
工事立会実施件数						78件		
本調査実施件数						3件		
(5) 平成18年度								
届出／通知数	月	92条	93条	94条	93・94 条計	99条	合計	備考
	4	0	12	2	14	0	14件	
	5	0	9	1	10	4	14件	
	6	0	11	3	14	2	16件	
	7	0	8	1	9	3	12件	
	8	0	3	1	4	1	5件	
	9	0	12	1	13	1	14件	
	10	0	13	0	13	2	15件	
	11	0	8	5	13	3	16件	
	12	0	8	0	8	1	9件	
	1	0	9	0	9	0	9件	
	2	0	4	1	5	0	5件	
	3	0	6	1	7	0	7件	
年度合計		0	103	16	119	17	136件	
前年度比		0	116	200	121	77	114%	
遺跡の有無等照会件数						615件		
試掘確認調査実施件数						38件		
工事立会実施件数						54件		

※ 92条～94条または99条等は、それぞれ文化財保護法の各条文に基づく届出・通知等の数



2. 平成 18 年度本調査実施遺跡概要

(1) 豊小学校遺跡

調査地	吉田 787	調査期間	18年6月7日～18年7月31日
調査原因	屋内運動場建設	対象／調査面積	約 1060 m ² ／700 m ²

遺跡の時代と概要：弥生時代末～古墳時代初頭の集落遺跡。これまでには同遺跡の調査で竪穴式住居址が9軒検出されている。今回の調査では、既存建物の基礎で攪乱が多かったものの、新たに当該期の住居址を2軒、溝6条等を検出した。



(2) ロタコ (御勅使河原飛行場跡)

調査地	飯野 4313-3 ほか	調査期間	18年9月4日～18年9月22日
調査原因	学術調査	対象／調査面積	約 350 m ² ／71.6 m ²

遺跡の時代と概要：近代。太平洋戦争末期に御勅使川扇状地扇中央部に構築された秘匿飛行場。平成17年度からの継続事業。平成18年度は、飯野地内に残る、地域で2号掩体壕と呼称される木製有蓋掩体壕の基礎部分の発掘調査を実施。掩体壕基礎の構築状況等が確認された。

(3) 野牛島・西ノ久保遺跡（Ⅰ・Ⅱ区）

調査地	野牛島 2894 ほか	調査期間	平成 18 年 8 月 29 日～平成 19 年 2 月 2 日
調査原因	御勅使南工業団地造成工事	対象／調査面積	44,000 m ² ／ 9,700 m ²
遺跡の時代と概要：縄文時代晩期の遺物や古墳時代前期の集落と平安時代の 9 世紀、11 世紀～12 世紀の集落が発見された。この中で、平安時代後半の竪穴式住居の中からは、狩俣鏃（かりまたぞく）が発見され、甲斐源氏の勃興する当地域における古代末の様相を考える上で貴重な事例となった。また、平安時代の終わりから中世と推測される墓が 2 基、同一軸上に並んで発見され、副葬品として「星梅鉢」を施す青銅製の鏡が発見されるなど大きな成果を上げた。			

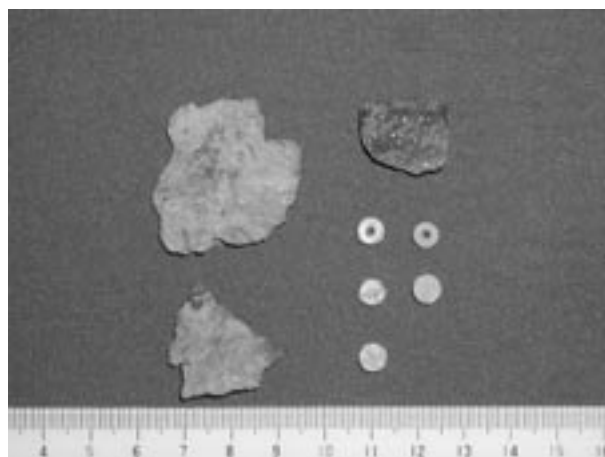
(4) 野牛島・西ノ久保遺跡（Ⅲ区）【(財) 山梨文化財研究所に委託】

調査地	野牛島 2894 ほか	調査期間	平成 18 年 8 月 29 日～平成 19 年 2 月 2 日
調査原因	御勅使南工業団地造成工事	対象／調査面積	44,000 m ² ／ 6,400 m ²
遺跡の時代と概要：縄文時代晩期から弥生時代の遺物や奈良・平安時代 9 世紀前後を中心とした集落跡が発見された。その中で生粘土が残されていた竪穴住居跡や土器を焼いたと推測される土坑など、土器作りにかかわる遺構が調査されている。西隣の大塚遺跡や南に位置する野牛島・大塚遺跡の調査結果を合わせると、Ⅲ区周辺に奈良・平安時代の集落が広く展開していたことが明らかとなった。			



(5) 県指定史跡物見塚古墳

調査地	下市之瀬 954-1 ほか	調査期間	18 年 10 月 20 日～ 19 年 03 月 02 日
調査原因	学術調査	対象／調査面積	26.6 m ² ／ 10.7 m ²
遺跡の時代と概要：昭和 56 年に実施された学術調査の際、選別作業が済んでいないまま後の調査に託されていた埋葬主体部から発掘された土壌について、フルイによる選別作業を実施した。その結果、新たに同石材の白玉 5 点、土器片 1 点、鉄製品片 2 点が発見された。			



第2節 埋蔵文化財保存活用整備事業



1. 遺跡看板設置事業

平成11年度に道路建設に伴う発掘調査調査（記録保存）が終了した櫛形地区北原C遺跡について、調査当時の状況や出土遺物をわかりやすく解説した説明版を設置した。これまでに発掘調査を実施した市内各所の遺跡に案内板を作成する標記事業は、平成18年度から継続し、平成19年度以降も継続的に実施予定。

2. 教育普及用パンフレット等の作成

(1) 教育普及用パンフレット

昨年度の『南アルプス市の戦争遺跡 ロタコ（御勅使河原飛行場跡）』に引き続き、「南アルプス市埋

蔵文化財ガイドブック第2集」として、市内の治水や堤防にまつわる遺跡や史跡について解説した冊子『堤の原風景』（A4フルカラー16ページ9,000部）を刊行した。

(2) 文化財めぐりガイドマップ

『遺跡で散歩 vol.4 戦国時代の史跡を歩く』（A3蛇腹折フルカラー20,000部）を刊行した。平成19年度は、vol.1～vol.3の改訂版とvol.5を刊行予定。

(3) 教育普及事業利用案内チラシ

学校等や一般向けに、文化財課の教育普及事業の利用・実施案内のためのチラシ『五感で学ぼう—南アルプス市文化財課のお手伝い—』（A4フルカラー5,000部）を刊行した。



平成18年度に発行した主な刊行物

(4) 南アルプス市文化財調査事務所整備事業

平成 15 年の合併以来市内 3 ケ所に分散配置されていた文化財調査事務所、整理室を 1 ケ所に統合し、所蔵する文化財や出土遺物等を効率的に管理し、活用を図るため、八田地区の「ふるさと文化伝承館（市文化財調査事務所八田整理室）」を改修し、新たな市文化財調査事務所とした。

本年度は主に整理調査スペース、収蔵庫、展示施設等のハード面の整備をおこなった。平成 19 年度は展示の充実などソフト面の整備を行う予定。



右：収蔵庫 上：展示施設

第 3 節 学術調査

1. 県指定史跡物見塚古墳再整理事業（土壌選別作業）

昭和 56 年に実施された学術調査の際、選別作業が済んでいないまま後の調査に託されていた埋葬主体部から発掘された土壌について、フルイによる選別作業を実施した。

その結果、新たに同石材の白玉 5 点、土器片 1 点 鉄製品片 2 点が検出された。標記事業は平成 17 年度から継続し平成 19 年度に報告書を刊行予定。

2. ロタコの発掘調査

アジア太平洋戦争時の戦争遺跡ロタコ（御勅使河原飛行場跡）の確認調査を平成 17 年度に引き続き実施した。今年度の調査は 9 月 4 日から 9 月 22 日にかけて実施し、地域で 2 号掩体壕と呼称する掩体壕 1 基を対象とした。標記事業については、平成 17 年度から継続し、平成 18 年度調査終了後発掘調査報告書を刊行したが、平成 19 年度以降も継続予定。





2号掩体壕の発掘調査

第4節 その他事業

1. 埋蔵文化財包蔵地地図の改定

昨年度まで3ヵ年をかけて実施してきた市内遺跡詳細分布調査が完了し、市内白根地区を中心とした埋蔵文化財包蔵地地図（遺跡地図）の改定作業が実施され、今年度から新しい埋蔵文化財包蔵地地図の運用を開始した。

2. インターンシップ（職場体験）の受入

7月31日～8月4日 山梨県立白根高校2年生 2名

8月3日 南アルプス市櫛形中学校2年生 1名

8月25日 山梨大学学生 1名

それぞれ発掘調査や遺物整理作業等を体験した。

3. 出張等

7月20日・21日 文化庁主催埋蔵文化財担当者会議に出席（愛知県名古屋市）

8月19・20日 戦争遺跡保存全国シンポジウムに出席（分科会にてロタコの発掘調査について事例報告）



戦争遺跡保存全国シンポジウム（分科会）



南アルプス市の遺跡

第5章 山梨県立保存民家安藤家住宅の管理運営

第1節 施設の概要

安藤家は、甲府盆地の西部、釜無川右岸の水田地帯に位置し、江戸時代中期以降は西南湖村の名主を務めた旧家で主屋は棟札から宝永5年（1708）に建築されたことが知られる。

この住宅は、主屋が大規模できわめて質がよく、建築年代は古く、かつ明確である。改変はあるが、土間回りは比較的残りがよく、整然とした小屋組は見応えがある。また付属屋も残されており、広大な屋敷地も含めて、この地方における古い上層農家の構えを知る上で重要として、主屋、表門、北蔵、南蔵、文庫蔵、茶室、渡廊下、中門、屋根塀を含む敷地全体が、昭和51年に国の重要文化財に指定され、昭和55年3月から山梨県の所有となった。

昭和56年度から昭和61年度にかけて保存修理が行われ、昭和63年から山梨県立保存民家安藤家住宅として、所有者である山梨県の委託を受けた甲西町教育委員会（平成15年度以降は南アルプス市教育委員会）の管理運営により一般公開され、活用されている。

平成19年3月16日より、再び改修工事に入り、改修事業は平成20年3月に完了予定。これに伴い3月16日以降閉館中である。また、平成20年度より安藤家住宅は、山梨県から南アルプス市に移管予定である。

第2節 管理運営活用事業

1. 安藤家来館者及び各種行事催事等

4月29日(土) 新任教育委員会職員視察	11月22日(水) 甲府CATV撮影
5月7日(日) 「アヤメサミット」市町村長視察	11月30日(木) 南アルプスライオンズクラブ奉仕動(清掃活動)
5月12日(金) 南アルプス市社会福祉協議会視察	12月7日(木) 山梨市女性団体連絡協議会
5月18日(木) 南湖小学校3年生校外学習	1月12日(火) 安藤家保存修理工事足場組み
6月13日(火) 小笠原小学校4年生校外学習	1月14日(日) 西南湖地区獅子舞
7月26日(水) 国内交流穴水町視察	2月16日(金) 豊小学校3年生社会科見学
7月28日(金) 国際交流事業マーシャルタウン視察	2月16日(金) 芦安小学校6年生校外授業
8月8日(火) 南アルプス市新赴任教職員視察	2月20日(火) 読売新聞お雛様撮影
8月18日(金) 「夏の夜語りと篠笛のつどい」	2月20日(火) 芦安小学校3年生校外授業
10月6日(金) 富士吉田市社会福祉協議会研修	2月21日(水) 山日新聞お雛様撮影
10月7日(土) NPO法人「かがり火」による小笠原流結婚式	2月23日(金) YBS テレビお雛様撮影
10月11日(水) 伊勢小学校4年生校外学習	2月24日(土) UTY テレビお雛様撮影
10月14日(土) 柿平土地分譲バスツアー	2月27日(火) 南巨摩寿勸学院 地域の歴史勉強会
10月25日(水) 「語りの夕べ～秋の夜長に朗読を～」	3月16日(金) 改修工事のため閉館（～平成20年3月31日）
10月28日(土) NPO法人「かがり火」による小笠原流結婚式	
11月3日(金) 西南湖地区文化展開催	
11月7日(火) 中巨摩ことぶき勸学院 地域の歴史勉強会	
11月8日(水) 安藤家でお話し会	
11月15(水) ～17日(金) 安藤家で夜の紅葉	
11月16日(木) YBS ラジオスコーパー中継	
11月21日(火) 山梨連合婦人会視察	



2. 展示・企画

- 安藤家住宅所蔵品展…常設展
- 夏の夜語りと篠笛のつどい…平成 18 年 8 月 18 日
- 語りの夕べ～秋の夜長に朗読を～…平成 18 年 10 月 25 日
- 甲西図書館読み聞かせ…平成 18 年 11 月 8 日
- 安藤家庭園、紅葉のライトアップ
…平成 18 年 11 月 15 日～11 月 17 日
- 雛人形の展示…平成 18 年 3 月 1 日～5 月 18 日、平成
19 年 2 月 10 日～3 月 4 日
- 兜（男雛）の展示…18 年 5 月 20 日～7 月 26 日
- 大久保茜峰氏の書作品の展示…常時
- 「安藤家と文化財の栞」の無料配布
- 小笠原流礼法節句飾り…5,7,9,1,3 月
- 市ケーブルテレビ「南アルプス市歴史探訪」にて安藤家の特集を放送（2 月）



夏の夜語りと篠笛のつどい

3. 管理面について

- 夜間警備（総合警備保障）によるセンサーの定期点検の実施
- 消防設備点検（峡西消防署）と、地元消防団による消防設備定期点検（毎月実施）
- 防火施設、ポンプの点検作業
- 浄化槽の定期点検
- 漏電検査（東京電力）
- 庭園植木の手入れ、除草剤の散布

4. 利用率、サービス向上計画

- 学校週 5 日制による毎週土、日曜日の児童、生徒への無料開放
- 主屋における企画展示の実施（安藤家収蔵資料をも含む）現有資料の調査整理
- 入館者への「心地よいひととき」を提供する各種サービスの実施（図書の閲覧、お茶のサービス
管理人らによる案内等）
- 栞の無料配布（安藤家住宅と市内文化財の周知として）
- 寄せ書きノートの設置（入館者の生の声を管理運営に活かす）
- 各種企画催事の開催（活かした文化財保存活用）
- 入館者アンケートの実施

5. その他

- 安藤家住宅保存修復
（平成 19 年 1 月 12 日～平成 20 年 3 月 31 日）

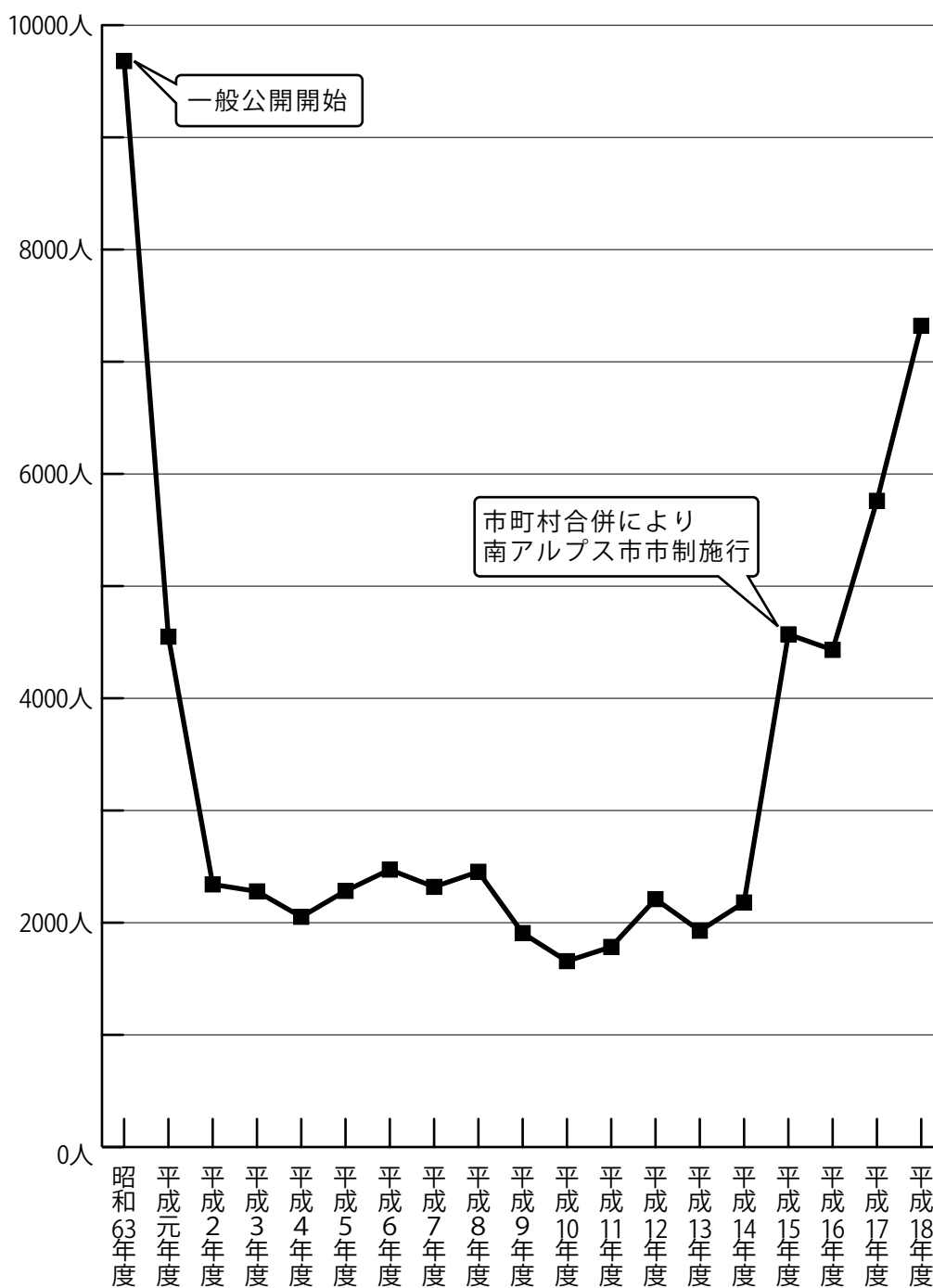
安藤家茅葺
替作業→



←安藤家ラ
イトアップ



第3節 入館者数の推移



年 度	昭和63	平成元	2	3	4	5	6	7	8
入館者数	9,680	4,594	2,341	2,279	2,052	2,283	2,473	2,319	2,454

平成	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18
入館者数	1,907	1,657	1,784	2,210	1,928	2,180	4,570	4,431	5,760	7,320

付編 市文化財関係例規

○南アルプス市文化財保護条例

平成 15 年 4 月 1 日 条例第 114 号

(目的)

第 1 条 この条例は、文化財保護法(昭和 25 年法律第 214 号。以下「法」という。)第 182 条第 2 項の規定に基づき、市内に所在する文化財のうち重要なものについて、その保存及び活用のため必要な措置を講じ、もって市民文化の向上に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において「文化財」とは、法第 2 条第 1 項に掲げる有形文化財、無形文化財、民俗文化財及び記念物で、法及び山梨県文化財保護条例(昭和 31 年山梨県条例第 29 号)の規定により指定を受けたもの以外のものをいう。

(財産権等の尊重及び他の公益との調整)

第 3 条 南アルプス市教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、この条例の執行に当たっては、関係者の所有権その他の財産権を尊重するとともに、文化財の保護と他の公益との調整に留意しなければならない。

(指定)

第 4 条 教育委員会は、第 2 条に規定する文化財のうち重要なものを南アルプス市指定文化財(以下「指定文化財」という。)に指定することができる。

2 教育委員会は、前項の規定により指定しようとするときは、あらかじめその文化財の所有者及び権原に基づく占有者(所有者又は権原に基づく占有者が判明しない場合を除く。)の申請に基づき又はその同意を得て行う。

3 指定文化財のうち無形文化財を指定するに当たっては、指定無形文化財の保持者を認定しなければならない。

(告示及び通知)

第 5 条 前条の規定による指定をしたときは、教育委員会は、その旨を告示し、かつ、所有者又は権原に基づく占有者若しくは保持者として認定しようとする者に通知しなければならない。

(解除)

第 6 条 教育委員会は、指定文化財がその価値を失った場合その他特別の理由があるときは、その指定を解除するものとする。

2 教育委員会は、前項の規定により指定を解除したときは、その旨を所有者等に通知しなければならない。

3 指定無形文化財の保持者が死亡したときは、保持者の認定は、解除されたものとする。

4 指定文化財について法第 27 条第 1 項の規定による重要文化財の指定があったとき又は山梨県文化財保護条例による指定があったときは、市の指定は、解除されたものとする。

(指定書及び認定書)

第 7 条 教育委員会は、指定文化財(指定無形文化財を除く。)を指定したときはその所有者に指定書を、指定無形文化財の保持者を認定したときは認定書を交付しなければならない。

2 指定文化財(指定無形文化財を除く。)の所有者は、前条の規定による解除の通知を受けたときは、速やかに指定書を教育委員会に返還しなければならない。

3 指定無形文化財の保持者又は相続人は、前条の規定による解除の通知を受けたときは、速やかに認定書を教育委員会に返還しなければならない。

(管理義務及び責任者)

第 8 条 指定文化財(指定無形文化財を除く。)の所有者は、この条例並びにこの条例に基づく教育委員会規則及び教育委員会の指示に従い、これを管理しなければならない。

2 指定文化財(指定無形文化財を除く。)の所有者は、特別の事情があるときは、専ら自己に代わり当該指定文化財の管理の責めに任ずべき者(以下「管理責任者」という。)を選任することができる。

3 管理責任者については、第 1 項の規定を準用する。

(所有権の変更による権利義務の承継)

第 9 条 指定文化財(指定無形文化財を除く。)の所有者が変更したときは、新所有者は、当該指定文化財に関し、この条例に基づく教育委員会の指示その他の処分による旧所有者の権利義務を承継する。

2 前項の場合には、旧所有者は、当該指定文化財の引渡しと同時にその指定書を新所有者に引き渡さなければならない。

(現状変更の承認)

第 10 条 指定文化財(指定無形文化財を除く。)の所有者は、その現状を変更しようとするときは、教育委員会の承認を得なければならない。

(届出)

第 11 条 指定文化財(指定無形文化財を除く。)の所有者、占有者又は管理責任者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに教育委員会に届け出なければならない。

(1) 所有者又は占有者が変更したとき。

(2) 管理責任者を選任し、変更し、又は解任したとき。

(3) 所有者、占有者又は管理責任者がその氏名又は住所(法人にあっては、その名称又は所在地)を変更したとき。

(4) 指定文化財(指定無形文化財を除く。)の所在の場所を変更したとき。

(5) 指定文化財(指定無形文化財を除く。)の全部又は一部が滅失し、き損し、若しくは亡失し、又は盗難にあったとき。

2 前項第 1 号から第 3 号までの場合にあっては、関係人の連署を必要とする。

- 3 指定無形文化財の保持者が氏名若しくは住所を変更し、又は死亡したときは、当該保持者又はその相続人は、速やかに教育委員会に届け出なければならない。

(環境保全)

第12条 教育委員会は、指定文化財(指定無形文化財を除く。)の保存のため必要があると認めるときは、地域を定めて、一定の行為を制限し、又は禁止することができる。

(標識等の設置)

第13条 教育委員会又は所有者は、指定文化財(指定無形文化財を除く。)の管理に必要な標識又は説明板、境界標その他の施設を設置するものとする。

(調査)

第14条 教育委員会は、必要があると認めるときは、所有者又は管理責任者に対し、指定文化財の現状又は修理の状況について報告を求めることができる。

(出品、公開等)

第15条 教育委員会は、指定文化財(指定無形文化財を除く。)の所有者又は管理責任者に対し、公開の用に供するために、その出品を勧告することができる。

2 教育委員会は、指定無形文化財の保持者に対し、その公開を勧告することができる。

3 前2項の規定による出品又は公開のために要する費用は、その全部又は一部を市の負担とすることができる。

(補助金)

第16条 市長は、指定文化財の管理又は復旧のため多額の経費を要し、所有者又は保持者がその負担に堪えない場合その他特別の事情がある場合には、その経費の一部に充てさせるため、予算の範囲内で補助金を交付することができる。

2 前項の指定により補助金を交付する場合には、教育委員会は、その補助の条件として必要な事項につき指示するとともに、必要があると認めるときは、指揮監督することができる。

(補助金の返還)

第17条 前条第1項の規定による補助金の交付を受けた者が補助の条件に違反したときその他特別の理由があると教育委員会が認めるときは、当該補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(文化財保護審議会の設置)

第18条 教育委員会に、南アルプス市文化財保護審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(任務)

第19条 審議会は、教育委員会の諮問に応じ、文化財の調査研究に当たり、その保存指導及び活用について審議し、かつ、これらに関する専門的又は技術的な事項に関し必要と認める事項を建議する。

2 教育委員会は、次に掲げる事項について審議会に諮問しなければならない。

(1) 文化財の指定及びその解除

(2) 文化財の現状変更

(3) 前2号に掲げるもののほか、必要と認める事項

(組織)

第20条 審議会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験のある者のうちから教育委員会が委嘱する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第21条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審議会の会務を総理し、会議の議長となる。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の定める委員が、その職務を代理する。

(会議)

第22条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

第23条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の八田村文化財保護条例(昭和48年八田村条例第9号)、白根町文化財保護条例(昭和51年白根町条例第12号)、芦安村文化財保護条例(昭和59年芦安村条例第12号)、若草町文化財保護条例(昭和45年若草町条例第15号)、櫛形町文化財保護条例(昭和47年櫛形町条例第15号)又は甲西町文化財保護条例(昭和41年甲西町条例第15号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成17年3月29日条例第15号)

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

○南アルプス市文化財保護条例施行規則

平成15年4月1日 教育委員会規則第32号

(趣旨)

第1条 この規則は、南アルプス市文化財保護条例(平成15年南アルプス市条例第114号。以下「条例」という。)

第23条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を

定めるものとする。

(指定の同意手続)

第2条 条例第4条第2項の規定による指定のための同意については、文化財の所有者及び権原に基づく占有者が指定同意書(様式第1号)を南アルプス市教育委員会(以下「教育委員会」という。)に提出して行うものとする。

(指定書及び認定書の交付等)

第3条 教育委員会は、条例第4条第2項の規定により、所有者及び権原に基づく占有者から申請のあった場合は、その内容を審査し、指定及び認定をするものとする。

2 教育委員会は、前項の指定について条例第5条及び第7条の規定により指定書(様式第2号)(認定書を含む。)を同意者に交付するものとする。

3 前項の指定書(認定書を含む。)を紛失し若しくは盗み取られ、又は滅失し若しくは破損した者は、これらの事実を証明するに足りる書類又は破損した指定書を添え、指定書再交付申請書(様式第3号)により再交付を申請することができる。

(所有者又は占有者の変更の届出)

第4条 条例第11条第1項第1号の規定による所有者又は占有者の変更をしたときの届出は、次に掲げる事項を記載した書面を、その変更の生じた日から14日以内に教育委員会に提出して行わなければならない。

- (1) 名称及び員数
- (2) 指定年月日及び指定書の記号番号
- (3) 所在の場所(名勝の場合は、地番、地目及び地積まで記入を要する。)
- (4) 旧所有者の氏名又は名称及び住所
- (5) 新所有者の氏名又は名称及び住所
- (6) 変更の年月日
- (7) 変更の事由
- (8) 前各号に掲げるもののほか、参考となるべき事項(管理責任者選任の届出)

第5条 条例第11条第1項第2号の規定による管理責任者を選任したときの届出は、次に掲げる事項を記載した書面を14日以内に教育委員会に提出して行わなければならない。

- (1) 名称及び員数
- (2) 指定年月日及び指定書の記号番号
- (3) 所在の場所
- (4) 所有者の氏名又は名称及び住所
- (5) 管理責任者の氏名及び住所
- (6) 管理責任者の職業及び年齢
- (7) 選任の年月日
- (8) 選任の理由
- (9) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項(管理責任者の変更及び解任の届出)

第6条 条例第11条第1項第2号の規定による管理責任

者を変更し、又は解任したときの届出は、次に掲げる事項を記載した書面を14日以内に教育委員会に提出して行わなければならない。

- (1) 名称及び員数
- (2) 指定年月日及び指定書の記号番号
- (3) 所有者の氏名又は名称及び住所
- (4) 管理責任者の氏名及び住所
- (5) 解任又は変更の年月日
- (6) 解任又は変更の事由
- (7) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

(所有者、占有者又は管理責任者の氏名又は名称若しくは住所変更の届出)

第7条 条例第11条第1項第3号の規定による所有者、占有者又は管理責任者の氏名又は名称若しくは住所を変更したときの届出は、次に掲げる事項を記載した書面を14日以内に教育委員会に提出して行わなければならない。

- (1) 名称及び員数
- (2) 指定年月日及び指定書の記号番号
- (3) 所在の場所
- (4) 変更前の氏名又は名称及び住所
- (5) 変更後の氏名又は名称及び住所
- (6) 変更の年月日
- (7) 前各号に掲げるもののほか、参考となるべき事項(所在の場所の変更の届出)

第8条 条例第11条第1項第4号の規定による所在の場所の変更をしようとするときの届出は、次に掲げる事項を記載した書面を14日以内に教育委員会に提出して行わなければならない。

- (1) 名称及び員数
- (2) 指定年月日及び指定書の記号番号
- (3) 所有者の氏名又は名称及び住所
- (4) 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所
- (5) 現在の所在の場所
- (6) 変更後の所在の場所
- (7) 変更しようとする年月日
- (8) 変更しようとする事由
- (9) 変更前の所在の場所に復することが明らかな場合は、その時期
- (10) 前各号に掲げるもののほか、参考となるべき事項(土地の所在等の異動の届出)

第9条 条例第4条の規定による南アルプス市指定史跡名勝天然記念物の土地の所在等の異動の届出は、次に掲げる事項を記載して異動のあった日から20日以内に行わなければならない。

- (1) 史跡名勝天然記念物の別及び名称
- (2) 指定年月日
- (3) 所在の場所
- (4) 所有者の氏名又は名称及び住所

- (5) 管理責任者がある場合には、その氏名及び住所
- (6) 異動前の土地の所在、地番、地目又は地積
- (7) 異動後の土地の所在、地番、地目又は地積
- (8) 前各号に掲げるもののほか、参考となるべき事項
(滅失又はき損等の届出)

第10条 条例第11条第1項第5号の規定による指定文化財の全部又は一部が滅失し若しくはき損し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときの届出は、次に掲げる事項を記載した書面を当該事項の発生又は発見後直ちに教育委員会に提出して行わなければならない。

- (1) 名称及び員数
- (2) 指定年月日及び指定書の記号番号
- (3) 所在の場所
- (4) 所有者の氏名又は名称及び住所
- (5) 管理責任者がある場ときには、その氏名及び住所
- (6) 滅失、き損、亡失又は盗難(以下「滅失、き損等」という。)の事実の生じた日時及び場所
- (7) 滅失、き損等の事実の生じた当時における管理の状況
- (8) 滅失、き損等の原因及びき損の場合は、その箇所及び程度
- (9) 滅失、き損等の事実を知った日
- (10) 滅失、き損等の事実を知った後に採られた措置その他参考となるべき事項

2 き損の場合にあつては、前項の規定による届出の際、写真、見取図その他き損の状態を示す書類を添えるものとする。

(保持者の氏名変更等による届出)

第11条 条例第11条第3項の規定による保持者が氏名若しくは住所を変更したとき、又は死亡したときの届出は、次に掲げる事項を記載した書面を直ちに教育委員会に提出して行わなければならない。

- (1) 名称
- (2) 指定年月日
- (3) 保持者の変更前の氏名、芸名、雅号等及び住所
- (4) 保持者の変更後の氏名、芸名、雅号等及び住所
- (5) 氏名、芸名、雅号等又は住所変更の年月日
- (6) 保存に影響を及ぼす心身の故障を生じたときは、その容態
- (7) 死亡の場合は、死亡の年月日
- (8) 前各号に掲げるもののほか、参考となるべき事項
(現状変更)

第12条 条例第10条の規定による指定文化財(指定無形文化財を除く。)の現状変更の承認の申請は、次に掲げる事項を記載した現状変更承認申請書を教育委員会に提出して行わなければならない。

- (1) 名称及び員数
- (2) 指定年月日及び指定書の記号番号

- (3) 所在の場所
- (4) 所有者の氏名又は名称及び住所
- (5) 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所
- (6) 現状変更を必要とする理由
- (7) 現状変更の内容及び実施方法
- (8) 現状変更のために所在の場所を変更するときは、変更後の所在の場所並びに現状変更の終了後復すべき所在の場所及びその時期
- (9) 現状変更の着手及び終了の予定時期
- (10) 現状変更に係る工事その他の行為の施工者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
- (11) 前各号に掲げるもののほか、参考となるべき事項

2 前項に規定する申請書には、次に掲げる書類、図面及び写真を添えなければならない。

- (1) 現状変更の設計仕様書及び設計図
- (2) 現状変更をしようとする箇所の写真又は見取図
- (3) 許可申請者が所有者以外の者であるときは、所有者の承諾書
- (4) 管理責任者がある場合において承認申請者が管理責任者以外の者であるときは、管理責任者の承認書
(現状及び修理の状況報告)

第13条 条例第14条の規定により教育委員会が指定文化財の現状及び修理の状況について報告を求めたときは、当該指定文化財の所有者又は管理責任者は、次に掲げる事項を記載した書面を指定期日までに教育委員会に提出しなければならない。

- (1) 名称及び員数
- (2) 指定年月日及び指定書の記号番号
- (3) 所在の場所
- (4) 所有者の氏名又は名称及び住所
- (5) 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所
- (6) 修理を必要とした理由
- (7) 修理の内容及び方法
- (8) 修理のために所在の場所を変更するときは、変更後の所在の場所並びに修理の終了後復すべき所在の場所及びその時期
- (9) 修理の着手及び終了の予定時期
- (10) 修理施工者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
- (11) 前各号に掲げるもののほか、参考となるべき事項
(現状変更の終了届出)

第14条 指定文化財(指定無形文化財を除く。)の現状変更を条例第10条の規定により承認を得て変更したときは、その終了の日から14日以内に変更後の図面及びその写真を添えて教育委員会に届け出なければならない。

(補助金交付申請の手続)

第15条 条例第16条の規定により指定文化財の管理等に

ついて補助金を受けようとするときは、南アルプス市補助金等交付規則(平成15年南アルプス市規則第43号)の定めるところにより、市長に申請しなければならない。

- 2 前項の規定による申請は、別に定める申請書に次に掲げる事項を記載した書類を添付して行わなければならない。
 - (1) 名称及び員数
 - (2) 指定年月日及び指定書の記号番号
 - (3) 所在の場所
 - (4) 所有者の氏名又は名称及び住所
 - (5) 管理責任者の氏名及び住所
 - (6) 管理又は修理に補助金を必要とする理由
 - (7) 管理又は修理の内容及び方法
 - (8) 修理の場合は、着手及び終了の予定時期
 - (9) 修理の場合は、その施行者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
 - (10) 前各号に掲げるもののほか、参考となるべき事項

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。

(経過措置)
- 2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の八田村文化財保護条例施行規則(昭和50年八田村教育委員会規則第1号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

様式第1号(第2条関係)

指定同意書【省略】

様式第2号(第3条関係)

指定書【省略】

指定書様式第3号(第3条関係)

指定書再交付申請書【省略】

○重要文化財安藤家住宅運営委員会規則

平成15年4月1日 教育委員会規則第33号

(設置)

第1条 重要文化財安藤家住宅(以下「安藤家住宅」という。)の円滑な運営を図るため、重要文化財安藤家住宅運営委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、安藤家住宅の運営に関し、南アルプス市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の諮問に応じ、及び重要な事項について審議し、進言する。

(組織)

第3条 委員会は、10人以内の委員をもって組織し、教育委員会がこれを委嘱する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長1人及び副委員長1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

(その他)

第6条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

○山梨県指定有形文化財及び県指定史跡名勝天然記念物の現状変更等を行う場合の許可等の事務処理要綱

平成17年3月25日 教育委員会告示第8号

(趣旨)

第1条 この告示は、山梨県文化財保護条例(昭和31年山梨県条例第29号。以下「県条例」という。)及び山梨県文化財保護条例施行規則(昭和51年山梨県教育委員会規則第8号)に基づく事務のうち、山梨県教育委員会の事務処理の特例に関する条例(平成11年山梨県条例第49号)により、南アルプス市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が処理することとされた事務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(県指定有形文化財の現状変更許可)

第2条 県条例第14条第1項の定めによる許可を与える場合において、有形文化財にき損のおそれがある場合はこれを許可をすることができない。

(県指定有形文化財の現状変更等の指示等)

第3条 県条例第14条第3項の規定による同条第1項の定めにより許可を与える場合において、その許可の条件として同項の現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為に関する必要な指示(金属、石又は土で作られた県指定有形文化財の型取りに係るものに限る。)は、次に掲げるとおりとする。

(1) 型取りの前に有形文化財の所有者に対して複製品の製作の趣旨、型取りの方法及び使用後の処理について説明し、承諾を得ること。

(2) 型取りに際し、技師、学芸員等の専門家の立合いを求めること。

(3) 型取りの実施は、有形文化財が保管されている場所

で行うこと。

(4) 同一の有形文化財について、複数の複製品を必要とする場合は、同一の型より製作すること。

(5) 次に掲げる有形文化財については、型取りの前に修理ないし強化修理等を行うこと。

ア 金属製品である有形文化財であって、次に掲げるもの

(ア) 表面仕上げや錆等に剥離が認められるもの

(イ) 考古資料のうち錆の進行が著しく、脆弱になったもの

イ 石製品及び土製品(陶磁器を含む。)である有形文化財であって、次に掲げるもの

(ア) 形状が複雑なもの

(イ) 本体部に劣化が認められるもの

(ウ) 本体部の表面に剥離が認められるもの

(エ) 表面仕上げ(顔料・釉薬等)に剥離が認められるもの

(オ) 接合部の劣化が認められるもの

(カ) 彫刻のうち塑像

(キ) 陶磁器のうち修理歴があるもの

(県指定史跡名勝天然記念物の現状変更許可)

第4条 県条例第34条第1項の定めによる許可を与える場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、許可をすることができない。

(1) 史跡名勝天然記念物の滅失、き損又は衰亡のおそれがある場合。

(2) 史跡名勝天然記念物の景観又は価値を著しく減じると認められる場合。

(3) 地域を定めて指定した天然記念物に関し、指定対象である動植物の生息環境又は生態系全体に著しい影響を与えるおそれがある場合。

第5条 第2条及び前条の規定による文化財の現状変更の許可を受けようとする者は、文化財現状変更許可申請書(別紙)を現状変更をしようとする20日前までに教育委員会に提出しなければならない。

附 則

この告示は、平成17年4月1日から施行する。

別紙

文化財現状変更申請書【省略】

○南アルプス市文化財保存事業補助金交付要綱

平成17年1月10日 教育委員会告示第2号

(趣旨)

第1条 この告示は、市内に所在する文化財の管理又は復旧(以下「保存」という。)に資すると認められた事業又は事業(以下「補助事業」という。)に対して、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関して

は、南アルプス市文化財保護条例(平成17年南アルプス市条例第114号。以下「条例」という。)、南アルプス市文化財保護条例施行規則(平成17年南アルプス市教育委員会規則第32号。以下「条例施行規則」という。)及び南アルプス市補助金等交付規則(平成15年南アルプス市規則第43号。以下「交付規則」という。)に規定するもののほか、この告示の定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において「文化財」とは、次に掲げるものをいう。

(1) 文化財保護法(昭和25年法律第214号)の規定により指定又は登録を受けたもの

(2) 山梨県文化財保護条例(昭和31年山梨県条例第29号)の規定により指定を受けたもの

(3) 条例第4条第1項の規定により南アルプス市指定文化財(以下「指定文化財」という。)の指定を受けたもの

(交付の対象)

第3条 補助金は、文化財の所有者、保持者又は管理者が、文化財の保存のため実施する事業に要する経費に対して交付するものとし、その事業は次の各号に掲げるものとする。

(1) 国から文化財の保存のため国庫補助金を交付された事業

(2) 山梨県から文化財の保存のため県費補助金を交付された事業

(3) 指定文化財の保存のため条例第16条第1項に定める事情があると認められる事業

(4) 前3号に掲げるもののほか、文化財の保護のため市長が特に必要と認める事業

(補助対象経費及び交付基準)

第4条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、次に掲げるとおりとする。

(1) 文化財の保存、修理又は復旧に要する経費

(2) 文化財の防災施設設備の設置又は保守点検に要する経費

(3) 文化財の公開又は管理に要する経費

(4) 文化財の保護のため市長が必要と認める経費

2 補助金の交付の基準は、次に掲げるとおりとする。ただし、この額に1,000円未満の端数が生じたときには、これを切り捨てるものとする。

(1) 前条第1号及び第2号に該当する事業にあつては、国庫補助又は県費補助の算定基礎となった経費から国庫補助金又は県費補助金を差し引いた額の2分の1以内の額

(2) 前条第3号及び第4号の事業に該当する事業にあつては、補助対象経費の2分の1以内の額

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、交付規則第3条に規定する申請書に条例施行規則第15条第2項各号に掲げる事項を記載した書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（交付の確定）

第6条 市長は、交付規則第8条に規定する実績報告の審査等により補助金の交付の額を確定したときは、補助金を交付するものとする。

（その他）

第7条 この告示に定めるもののほか、文化財保存事業費補助金の交付に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

○南アルプス市指定文化財管理報償金交付規程

平成17年1月13日教育委員会訓令第1号

（趣旨）

第1条 この訓令は、市内に所在する指定文化財の維持管理及び活用の向上等に要する経費に対し交付する管理報償金に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この訓令において「指定文化財」とは、文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下「法」という。）、山梨県文化財保護条例（昭和31年山梨県条例第29号）又は南アルプス市文化財保護条例（平成15年南アルプス市条例第114号）の規定により指定を受けたものをいう。

（交付対象者の義務）

第3条 管理報償金交付の対象となる者は、この訓令に従うとともに、文化財に関する法令、条例及び規則の定めるところに従い適正な指定文化財の保護に努めなければならない。

（交付対象）

第4条 管理報償金交付の対象となる経費は、次のとおりとする。

種別	対象経費
有形文化財	看守、清掃、案内及び軽微な保全並びに補修に必要な経費
無形文化財	行事費その他団体の活動に必要な経費
民俗文化財	看守、清掃、案内及び軽微な保全並びに補修に必要な経費 行事費その他団体の活動に必要な経費
史跡名勝天然記念物	看守、清掃、案内及び軽微な保全並びに補修に必要な経費

2 新たに指定された指定文化財については、その指定日の翌年度から交付の対象とする。

（交付対象者）

第5条 管理報償金交付の対象となる者は、指定文化財の所有者、保持者若しくは指定文化財を日常的に管理している個人又は団体（以下「管理者」という。）とする。ただし、次のいずれかに該当する場合は除く。

- (1) 国又は地方公共団体が管理者であるとき。
- (2) 管理者が入場料等を徴収しているとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が不相当と認めるとき。

（報償金額）

第6条 管理報償金は、年度ごとに交付するものとし、その額は、次のとおりとする。

種別	国指定	県・市指定
有形文化財 建造物・木造物	20,000円	10,000円
石造物	10,000円	5,000円
美術工芸品	8,000円	4,000円
無形文化財	8,000円	4,000円
民俗文化財	30,000円	15,000円
史跡名勝記念物	20,000円	10,000円

（交付の通知）

第7条 教育委員会は、管理報償金の交付決定をしたときは、指定文化財管理報償金交付決定通知書（様式第1号）により、速やかに交付金額及び交付条件を管理者に通知するものとする。

（管理報償金の請求）

第8条 管理者は、前条の通知内容に異議のないときは、指定文化財管理報償金請求書（様式第2号）を教育委員会に提出するものとする。

（報償金の返還）

第9条 教育委員会は、管理報償金の交付を受けた管理者が第3条の規定に違反したとき、その他特別の理由があると認めるときは、当該管理報償金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

（その他）

第10条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

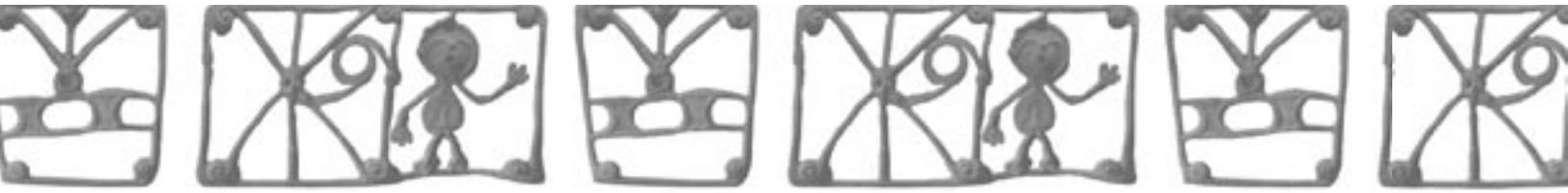
この訓令は、公布の日から施行する。

様式第1号（第7条関係）

指定文化財管理報償金交付決定通知書【省略】

様式第2号（第8条関係）

指定文化財管理報償金請求書【省略】



山梨県南アルプス市
文化財年報 — 平成18年度 —

発行日 2007年3月31日
編集 南アルプス市教育委員会 文化財課
〒400-0492 南アルプス市鮎沢1212
電話番号055-282-7269
発行 南アルプス市教育委員会
印刷 (株) サンニチ印刷

表紙・裏表紙のデザインは、鋳物師屋遺跡出土の有孔罎付土器の展開写真(小川忠博氏撮影)を元に作成

